

## 第一次広域計画における分析・評価について

事業内容	分析・評価				
<p>【平成19年度】</p> <p>(1) 制度開始へ向けた準備事務</p> <p>平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施へ向け、事務を円滑に処理するためのシステム、必要な住民情報を市町村から広域連合に提供するためのシステム、保険料の徴収を実施するためのシステム等、各種電算処理システムの整備を実施します。</p> <p>また、市町村からの情報を基に、被保険者台帳の整備、保険料率の算定を行い、被保険者証等の交付を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">広域連合</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合電算処理システムの整備</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・保険料率の算定</li> <li>・負担区分の判定、障害認定</li> <li>・被保険者証等の作成</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報提供システムの整備</li> <li>・保険料徴収システムの整備</li> <li>・被保険者台帳作成及び保険料率算定に必要な情報提供</li> <li>・特別徴収対象被保険者の確定</li> <li>・被保険者証等の引渡し</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合電算処理システムの整備</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・保険料率の算定</li> <li>・負担区分の判定、障害認定</li> <li>・被保険者証等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報提供システムの整備</li> <li>・保険料徴収システムの整備</li> <li>・被保険者台帳作成及び保険料率算定に必要な情報提供</li> <li>・特別徴収対象被保険者の確定</li> <li>・被保険者証等の引渡し</li> </ul>	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月からの制度施行に向けて、各種電算処理システムの整備を広域連合、市町村共に実施した。</li> <li>・平成19年11月に保険料率を決定し、平成20年3月には被保険者証を作成し、各市町村を通じて被保険者に交付した。</li> </ul> <p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>制度施行に向けて広域連合および市町村において電算処理システムを整備してきたが、広域連合システムは統計資料での集計値や給付事務の計算結果等に不具合が多く、その対応や秋田県独自の福祉医療制度に対応するためのカスタマイズが必要となり多くの時間と費用を要した。</p> <p>システムの導入後は、広域連合において、保険料率の制定、被保険者証の作成を、市町村では特別徴収対象者への仮徴収額決定通知書の発送や被保険者証の交付をスムーズに行うことができた。</p> <p>しかし、制度周知が不十分であったことも影響し、被保険者証交付後、被保険者から負担割合が変更となった理由や被用者保険の加入者の保険の変更についての問い合わせが多くあった。</p>
広域連合	市町村				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合電算処理システムの整備</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・保険料率の算定</li> <li>・負担区分の判定、障害認定</li> <li>・被保険者証等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報提供システムの整備</li> <li>・保険料徴収システムの整備</li> <li>・被保険者台帳作成及び保険料率算定に必要な情報提供</li> <li>・特別徴収対象被保険者の確定</li> <li>・被保険者証等の引渡し</li> </ul>				

事業内容	分析・評価				
<p>(2) 広報事業</p> <p>後期高齢者医療制度の開始時期(平成20年4月)の周知をはじめとして、後期高齢者医療制度に対する理解が深まるよう、各種広報事業を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="150 459 1016 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 459 584 507">広域連合</th> <th data-bbox="584 459 1016 507">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 507 584 751"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報用原稿の作成</li> <li>・制度啓発用ポスター、パンフレット等の作成</li> <li>・広域連合ホームページの作成</li> <li>・マスメディアへの広告掲出</li> </ul> </td> <td data-bbox="584 507 1016 751"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報への掲載、配布</li> <li>・パンフレット等の配布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報用原稿の作成</li> <li>・制度啓発用ポスター、パンフレット等の作成</li> <li>・広域連合ホームページの作成</li> <li>・マスメディアへの広告掲出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報への掲載、配布</li> <li>・パンフレット等の配布</li> </ul>	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度施行にあたり、後期高齢者医療制度に対する理解が深まるよう、県内全ての公共施設や医療機関等にポスター等を配布し、また、ホームページ作成の他、マスメディアを通じて広報事業を実施した。</li> <li>・市町村に対して広報素材を提供し、市町村の広報誌やホームページにおいて広報事業を実施した。</li> </ul> <p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>国を上げての制度改正であったが、国の広報はポスターのみで詳細までの周知が不足していると感じられた。</p> <p>新たに始まる制度に対する住民の関心は高く、現在の加入保険からの移行や保険料、被保険者証等に関する問い合わせが多くあり、広域連合職員や市町村担当職員が制度について理解を深めるとともに、広域連合において独自に広報活動を展開したため、徐々に制度が周知された。</p>
広域連合	市町村				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報用原稿の作成</li> <li>・制度啓発用ポスター、パンフレット等の作成</li> <li>・広域連合ホームページの作成</li> <li>・マスメディアへの広告掲出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村広報への掲載、配布</li> <li>・パンフレット等の配布</li> </ul>				

事業内容

分析・評価

【平成20年度～平成23年度】

(1) 被保険者証の交付等

後期高齢者医療制度の被保険者へ、被保険者証の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認、被保険者証交付決定</li> <li>被保険者台帳への記載</li> <li>被保険者証の作成（一斉更新時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の交付、再交付申請の受付</li> <li>更新時の旧被保険者証の提出の受付</li> <li>被保険者証の作成（随時分）</li> <li>被保険者証の引渡し</li> <li>被保険者証の返還の受付</li> <li>受け付けた書類等の広域連合への送付</li> </ul>

<実施内容>

- 被保険者証は毎年7月31日を有効期限とし、有効期間は1年間とした。
- 被保険者証の一斉更新は、広域連合で一括作成し、市町村を通じて被保険者に配布している。
- 随時交付や再交付については市町村で対応している。
- 平成22年度から、保険料の滞納がある被保険者に対して納付指導を実施すると共に、実情に応じて短期被保険者証の交付を実施している。
- 短期被保険者証は有効期間が通常の被保険者証より短い6ヶ月間とし、一斉更新時の他、1月下旬に交付している。

	被保険者証交付枚数
平成20年度	169,971 枚
平成21年度	170,651 枚
平成22年度	175,270 枚
平成23年度	179,352 枚

平成20年度は4月1日、平成21年度以降は8月1日一斉更新時の数

<分析・評価>

被保険者証については、制度施行と同時にこれまでの「被保険者証 + 医療受給者証」から「被保険者証のみ」となったことから、被保険者にとまどいが見られた。

被保険者証送付について、手元に届かない等の問い合わせや、紛失等による再交付申請が多かったため、封筒に内容の明記や開封を促す工夫をしたことにより、紛失等が減少した。

事業内容	分析・評価				
<p>(2) 保険料の賦課、徴収</p> <p>後期高齢者医療に要する費用に充てるため、被保険者に対し保険料の賦課を行い、市町村においてその徴収を行います。</p> <p>低所得者及び被用者保険の被扶養者であった人については、保険料の軽減等の措置を講じ、後期高齢者医療制度の円滑な導入を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="152 555 954 1062"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 555 546 603">広域連合</th> <th data-bbox="546 555 954 603">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 603 546 1062"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率の設定</li> <li>・ 保険料減免、徴収猶予対象者の決定</li> <li>・ 賦課額の算定、賦課決定</li> <li>・ 賦課決定額の被保険者への通知</li> </ul> </td> <td data-bbox="546 603 954 1062"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付</li> <li>・ 所得状況、世帯状況の把握</li> <li>・ 賦課額の算定に必要な所得情報の広域連合への提供</li> <li>・ 納入通知書、賦課決定通知書の被保険者への送付</li> <li>・ 徴収した保険料を広域連合へ納入</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率の設定</li> <li>・ 保険料減免、徴収猶予対象者の決定</li> <li>・ 賦課額の算定、賦課決定</li> <li>・ 賦課決定額の被保険者への通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付</li> <li>・ 所得状況、世帯状況の把握</li> <li>・ 賦課額の算定に必要な所得情報の広域連合への提供</li> <li>・ 納入通知書、賦課決定通知書の被保険者への送付</li> <li>・ 徴収した保険料を広域連合へ納入</li> </ul>	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合が被保険者の前年の所得に基づき被保険者の保険料額を決定している。</li> <li>・ 市町村から各被保険者へ決定通知書、納付通知書を送付している。</li> <li>・ 徴収事務については市町村が担当しており、被保険者の納付方法は年金からの特別徴収が原則となっている。</li> <li>・ 市町村では、滞納被保険者への納付勧奨等を実施して、滞納解消に努めている。</li> </ul> <p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>国の通知により、平成20年度途中からの特別徴収から普通徴収(口座振替)への納付方法の変更ができることとなり、市町村においてはこの対応に追われた。</p> <p>この制度加入年度は普通徴収となることから、年金から天引きされるとの思い込みによる滞納が多く見受けられたため、市町村では戸別訪問や納付相談など、被保険者の実情に合わせて個別に対応し、滞納解消に努めた。</p> <p>広域連合においては、市町村を巡回訪問し、滞納者への対応状況を市町村担当者から直接聞きとりをして状況を把握し、情報を共有しながら、国からの通知どおりに資格証明書の交付に至らないよう指導していることから、現在まで交付に至っていない。</p> <p>なお、徴収率については、市町村の努力により制度開始から高水準となっており、今後もきめ細かな対応によって維持できるよう、市町村と連携を図っていく。</p> <p>&lt;別紙1 各年度の収納率(全体、市町村)&gt;</p>
広域連合	市町村				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率の設定</li> <li>・ 保険料減免、徴収猶予対象者の決定</li> <li>・ 賦課額の算定、賦課決定</li> <li>・ 賦課決定額の被保険者への通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付</li> <li>・ 所得状況、世帯状況の把握</li> <li>・ 賦課額の算定に必要な所得情報の広域連合への提供</li> <li>・ 納入通知書、賦課決定通知書の被保険者への送付</li> <li>・ 徴収した保険料を広域連合へ納入</li> </ul>				

< 別紙 1 > 各年度の収納率（全体、市町村）

各年度賦課期日（7月1日）時点。収納率は出納閉鎖時点

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対 象 被 保 険 者	170,989 人	173,005 人	177,927 人	181,557 人
均 等 割 額	38,426 円	38,426 円	38,925 円	38,925 円
所 得 割 率	7.12%	7.12%	7.18%	7.18%
保 険 料 調 定 額	6,408,634,300 円	6,420,146,600 円	6,544,662,900 円	6,600,340,500 円
一人当たり平均保険料額	37,480 円	37,110 円	36,783 円	36,354 円
収 納 率	99.16%	99.34%	99.37%	-

No	市町村名	20 年度末	21 年度末	22 年度末
1	秋田市	99.02%	99.14%	99.14%
2	能代市	99.08%	99.36%	99.57%
3	横手市	99.04%	99.21%	99.50%
4	大館市	99.31%	99.45%	99.51%
5	男鹿市	99.02%	99.27%	99.28%
6	湯沢市	99.50%	99.58%	99.33%
7	鹿角市	98.94%	99.33%	99.47%
8	由利本荘市	99.66%	99.84%	99.84%
9	潟上市	98.79%	99.04%	98.87%
10	大仙市	99.25%	99.39%	99.47%
11	北秋田市	99.10%	99.28%	99.33%
12	にかほ市	99.64%	99.76%	99.79%
13	仙北市	98.64%	99.20%	98.71%

No	市町村名	20 年度末	21 年度末	22 年度末
14	小坂町	99.72%	99.74%	99.57%
15	上小阿仁村	99.35%	99.25%	99.72%
16	藤里町	99.29%	99.46%	99.70%
17	三種町	99.20%	99.21%	99.35%
18	八峰町	99.14%	99.86%	99.75%
19	五城目町	99.47%	99.77%	99.60%
20	八郎潟町	99.96%	99.99%	99.84%
21	井川町	99.81%	99.75%	99.89%
22	大潟村	100.00%	100.00%	100.00%
23	美郷町	99.56%	99.67%	99.82%
24	羽後町	98.98%	99.27%	99.88%
25	東成瀬村	98.90%	99.54%	99.91%
26	秋田県	99.16%	99.34%	99.37%

事業内容

分析・評価

(3) 負担区分の判定、障害認定

被保険者が医療機関に支払う一部負担金の割合、一部負担金等の減額対象となる低所得者の判定を行い、負担区分を決定します。

申請により寝たきりなど一定の障害がある65歳以上の人の障害認定、限度額適用・標準負担額減額認定を行い、認定者には被保険者証及び認定証を交付します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担区分の判定及び市町村への判定結果の伝達</li> <li>・負担区分の再判定及び市町村への判定結果の伝達</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額の認定、障害認定及び市町村への認定結果の伝達</li> <li>・被保険者証、認定証の作成（一斉更新時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得状況、課税状況、世帯状況の把握</li> <li>・負担区分判定に必要な所得情報の広域連合への提供</li> <li>・負担区分判定結果の通知、基準収入額適用に係る確認及び申請勧奨</li> <li>・基準収入額の適用、限度額適用・標準負担額減額認定、障害認定に係る情報の提供、申請の受付、広域連合への申請書の送付</li> <li>・被保険者証、認定証の作成（随時分）</li> <li>・被保険者証、認定証の引渡し</li> </ul>

<実施内容>

- ・申請による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、基準収入額適用については、被保険者及び世帯構成員の所得に基づき判定している。
- ・被保険者となる一定の障がいのある65歳以上の障がい認定についても、資格取得届喪失届により広域連合において認定している。

<分析・評価>

65歳以上74歳までの障がい認定による加入は選択となっているため、該当する障がいのある方々は、これまでの健康保険の保険料等の負担を比較し、加入を検討している。

特に被扶養者であった被保険者については、保険料の負担が発生することから、加入の見送りや、制度からの脱退等により、障がい認定による被保険者は年々減少している。

負担区分の判定については、遡及での修正申告等により、負担割合が変更になる被保険者がいることから、医療機関との連絡調整や、直接被保険者との一部負担金の精算を実施しなければならず、未納の対策等に苦慮している。

引き続き、遡及での修正申告の申請があった被保険者については、市町村と連携を図ることのできるだけ早く情報収集し、早期に医療機関との連絡調整を図る等の対応をしていく。

事業内容		分析・評価																														
<p>(4) 後期高齢者医療給付</p> <p>被保険者が受けた病気やけがの治療に係る医療費、入院時の食費に係る標準負担額等の給付を行います。</p>		<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院等の医療費に係る審査、支払は秋田県国民健康保険団体連合会に委託して実施している。市町村からの療養費等の申請分については、その審査後に支払を実施している。</li> <li>レセプト(診療報酬明細書)の点検、保管については、秋田県国民健康保険団体連合会に委託している。</li> </ul>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>広域連合</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付の審査、支払</li> <li>レセプトの点検、保管</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付に係る申請の受付</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付の審査、支払</li> <li>レセプトの点検、保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付に係る申請の受付</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レセプト枚数</td> <td>4,489,240 枚</td> <td>5,053,436 枚</td> <td>5,001,211 枚</td> </tr> <tr> <td>療養給付費</td> <td>104,995,428,983 円</td> <td>120,109,282,431 円</td> <td>124,354,049,923 円</td> </tr> <tr> <td>療養費(移送費含)</td> <td>532,513,424 円</td> <td>695,911,411 円</td> <td>749,329,982 円</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>2,932,751,043 円</td> <td>3,979,018,566 円</td> <td>4,072,115,195 円</td> </tr> <tr> <td>高額介護合算療養費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>117,787,676 円</td> </tr> </tbody> </table>					平成20年度	平成21年度	平成22年度	レセプト枚数	4,489,240 枚	5,053,436 枚	5,001,211 枚	療養給付費	104,995,428,983 円	120,109,282,431 円	124,354,049,923 円	療養費(移送費含)	532,513,424 円	695,911,411 円	749,329,982 円	高額療養費	2,932,751,043 円	3,979,018,566 円	4,072,115,195 円	高額介護合算療養費	-	-	117,787,676 円
広域連合	市町村																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付の審査、支払</li> <li>レセプトの点検、保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付に係る申請の受付</li> </ul>																															
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																													
レセプト枚数	4,489,240 枚	5,053,436 枚	5,001,211 枚																													
療養給付費	104,995,428,983 円	120,109,282,431 円	124,354,049,923 円																													
療養費(移送費含)	532,513,424 円	695,911,411 円	749,329,982 円																													
高額療養費	2,932,751,043 円	3,979,018,566 円	4,072,115,195 円																													
高額介護合算療養費	-	-	117,787,676 円																													
		<p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>後期高齢者医療のレセプトについては、秋田県国民健康保険団体連合会において、紙で提出されたものをOCRで画像化し、システムで閲覧できるようにしている。</p> <p>療養費関連の申請書についても、国保連合会において速やかに審査が行われ、被保険者への償還払いと、受領委任分の支払もスムーズに行われている。</p> <p>国からの通知で、保険者において、整骨院からの申請書に係る審査等の二次点検で被保険者へ通院日数や施術内容の確認等を実施するよう求められており、実施方法を検討している。</p>																														

事業内容		分析・評価																											
<p>(5) 保健事業</p> <p>被保険者が健康的に暮らすことができるよう、市町村と連携して各種保健事業を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広域連合</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市町村が行う健康診査の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携</td> <td>・健康診査、健康相談・指導及び健康増進事業の実施</td> </tr> </tbody> </table>		広域連合	市町村	・市町村が行う健康診査の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携	・健康診査、健康相談・指導及び健康増進事業の実施	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施している健康診査事業に対して、補助金交付要綱を定め、受診者実績に応じて補助金を交付している。</li> <li>・人間ドック受診補助等の国で定める長寿・健康増進事業に該当する事業を実施している市町村に対しても同様に補助金を交付している。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>168,215人</td> <td>171,651人</td> <td>175,673人</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>22,133人</td> <td>25,080人</td> <td>25,234人</td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td>13.16%</td> <td>14.61%</td> <td>14.36%</td> </tr> <tr> <td>補助金交付額</td> <td>100,330,184円</td> <td>124,018,723円</td> <td>128,152,278円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>後期高齢者医療制度になり、高齢者の健康診査事業が法定義務から努力義務に変わったことにより、老人保健制度時より受診率が大きく低下した。</p> <p>受診率向上が大きな課題となっており、広域連合から市町村に対して事務費補助を増額するなどして受診率向上を働きかけている。また、市町村においては、他の健診との同時実施、老人クラブや地域団体からの協力による受診の啓発、受診券配布等による受診啓発を実施している。</p> <p>今後は市町村健康診査担当者との会議、研修会の実施、広報による啓発を共同で行うなどの連携を図り、また、受診対象者への受診券配布等についても検討し、さらなる受診率向上に努めていく必要がある。</p> <p>&lt;別紙2 各年度の受診率(市町村)&gt;</p>				項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対象者数	168,215人	171,651人	175,673人	受診者数	22,133人	25,080人	25,234人	受診率	13.16%	14.61%	14.36%	補助金交付額	100,330,184円	124,018,723円	128,152,278円
広域連合	市町村																												
・市町村が行う健康診査の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携	・健康診査、健康相談・指導及び健康増進事業の実施																												
項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度																										
対象者数	168,215人	171,651人	175,673人																										
受診者数	22,133人	25,080人	25,234人																										
受診率	13.16%	14.61%	14.36%																										
補助金交付額	100,330,184円	124,018,723円	128,152,278円																										



< 別紙 2 > 各年度の受診率（市町村）

市町村	平成 2 0 年度			平成 2 1 年度			平成 2 2 年度		
	被保険者数(人) H20.4.1	受診者(人)	受診率	被保険者数(人) H21.4.1	受診者(人)	受診率	被保険者数(人) H22.4.1	受診者(人)	受診率
秋田市	36,953	3,927	10.63%	38,021	6,018	15.83%	39,184	6,219	15.87%
能代市	9,852	548	5.56%	10,112	540	5.34%	10,444	552	5.29%
横手市	17,144	2,952	17.22%	17,443	2,975	17.06%	17,823	3,064	17.19%
大館市	13,010	763	5.86%	13,241	1,770	13.37%	13,561	1,229	9.06%
男鹿市	5,952	213	3.58%	5,958	489	8.21%	6,017	483	8.03%
湯沢市	9,217	1,099	11.92%	9,361	1,175	12.55%	9,533	1,223	12.83%
鹿角市	6,073	177	2.91%	6,187	139	2.25%	6,339	135	2.13%
由利本荘市	13,624	747	5.48%	13,793	510	3.70%	14,067	446	3.17%
潟上市	4,082	198	4.85%	4,220	415	9.83%	4,373	685	15.66%
大仙市	15,036	3,900	25.94%	15,452	3,710	24.01%	15,850	3,675	23.19%
北秋田市	7,481	1,105	14.77%	7,474	1,131	15.13%	7,600	1,186	15.61%
にかほ市	4,212	1,232	29.25%	4,328	933	21.56%	4,397	1,093	24.86%
仙北市	5,453	1,188	21.79%	5,558	1,119	20.13%	5,633	1,106	19.63%
小坂町	1,245	391	31.41%	1,255	382	30.44%	1,266	391	30.88%
上小阿仁村	743	273	36.74%	754	275	36.47%	754	253	33.55%
藤里町	881	176	19.98%	881	163	18.50%	897	168	18.73%
三種町	3,562	362	10.16%	3,635	401	11.03%	3,696	396	10.71%
八峰町	1,620	298	18.40%	1,663	283	17.02%	1,729	315	18.22%
五城目町	2,129	295	13.86%	2,177	311	14.29%	2,201	316	14.36%
八郎潟町	1,022	194	18.98%	1,057	208	19.68%	1,102	213	19.33%
井川町	893	247	27.66%	936	277	29.59%	950	293	30.84%
大潟村	338	132	39.05%	349	138	39.54%	363	151	41.60%
美郷町	3,896	1,108	28.44%	3,919	1,105	28.20%	3,990	1,035	25.94%
羽後町	3,211	539	16.79%	3,295	548	16.63%	3,329	542	16.28%
東成瀬村	586	69	11.77%	582	65	11.17%	575	65	11.30%
合 計	168,215	22,133	13.16%	171,651	25,080	14.61%	175,673	25,234	14.36%

事業内容

分析・評価

(6) 医療費適正化事業

高齢化以上の伸び率で増加を続ける高齢者医療費の適正化を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知の作成</li> <li>・レセプト点検の実施</li> <li>・重複・頻回受診者情報の提供</li> <li>・第三者求償請求の実施</li> <li>・パンフレット等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知の発送</li> <li>・重複・頻回受診者への対応</li> <li>・第三者求償に係る申請の受付、確認</li> <li>・パンフレット等の配布</li> </ul>

<実施内容>

- ・市町村と医療費通知の配布について協議した結果、高額療養費支給対象者に高額療養費に該当する診療月の明細を記載することで医療費通知として実施している。
- ・レセプト二次点検は、秋田県国民健康保険団体連合会に委託して、検算、縦覧点検、横覧点検、調剤突合等を実施している。再審査の査定率も約53%となっており、査定された金額を被保険者一人当たり算定した財政効果額も年々向上している。

1人あたり財政効果額		
年 度	効果額(円)	割合(%)
20年度	3,263	0.51
21年度	4,595	0.66
22年度	5,082	0.72

- ・第三者求償事務は、市町村で事故状況報告書等を受付し、その後、秋田県国民健康保険団体連合会に保険請求等の求償事務完了まで委託して実施している。
- ・平成23年度に「後発医薬品(ジェネリック医薬品)相談カード」を被保険者証一斉更新時に全被保険者へ配布し、新規加入者等については、随時配布できるように、市町村窓口を設置している。
- ・重複・頻回受診者への対応等については、市町村と協議した結果、市町村毎の個別実施が難しいため、広域連合において実施することとした。
- ・重複・頻回受診者のデータ(1ヵ月当たり5カ所以上の医療機関を受診、または1医療機関当たり15日以上受診している)を基に対象者を48人抽出し、「健康づくり訪問指導事業」として対象被保険者の生活の実情や通院、服薬の状況を把握し、その後の状況も含め、分析を行っている。

事業内容	分析・評価
	<p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>レセプト点検においては、国保連合会への業務委託により実施しており、今後も継続して実施していくが、二次点検における外傷性傷病にかかる確認や柔整レセの内容確認、介護との給付調整等、国から求められている保険者としての医療費適正化についての検討をしていく必要がある。</p> <p>第三者求償事務は、国保連合会への業務委託により実施しているが、無保険の加害者の未納への対応について検討している。</p> <p>医療費通知の実施について、国からの通知では、保険者の義務として全被保険者へ年数回の定期的な医療費通知の実施を指導されているが、現在の実施方法よりも作成枚数等を増やすことによって作成及び郵送にかかる経費の問題等があり、全国の広域連合で実施しているものの、送付回数を減らすなど、大きな課題となっている。</p> <p>重複・頻回受診者への訪問指導については、平成23年度に48人を抽出し、保健師の訪問によって被保険者の実態を把握することができた。</p> <p>訪問後3ヶ月程度のデータによつての医療機関での受診や調剤の状況を分析し、次期訪問指導の内容や実施方法等の参考とし、より効果のある事業として展開していくことが必要である。</p> <p>医療費適正化事業の1つとして国が示した「ジェネリック医薬品の普及、推進」については、運営懇話会等の意見も聞きながら実施方法を検討し、被保険者と医師、薬剤師との対話を重視する観点から「お願いカード」ではなく「相談カード」とし、被保険者に配布した。秋田県では現在、一人当たり調剤費が全国で一番高い状況となっていることから、今後、その動向を注視していく必要がある。</p> <p>さらに差額通知の実施を求められており、さらなるジェネリック医薬品の使用促進について各方面の意見を聞きながら検討していかなければならない。</p>

事業内容	分析・評価				
<p>(7) 広報事業</p> <p>後期高齢者医療制度の趣旨や内容等を理解していただけるよう、各種広報事業を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="150 424 1028 620"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 424 584 475">広域連合</th> <th data-bbox="584 424 1028 475">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 475 584 620"> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報用資料の作成</li> <li>広域連合ホームページによる情報提供</li> </ul> </td> <td data-bbox="584 475 1028 620"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村広報への掲載、配布</li> <li>パンフレット等の配布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報用資料の作成</li> <li>広域連合ホームページによる情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村広報への掲載、配布</li> <li>パンフレット等の配布</li> </ul>	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合において、保険料や制度に関するパンフレットを作成し、保険料額確定通知の送付時や、被保険者証一斉更新に合わせて市町村を通じ被保険者へ配布した。また、被保険者証に関するポスターを作成し、県内の公共施設や医療機関等に配布した。</li> <li>平成19年度～平成21年度種苗交換会において、相談コーナーを設置し、制度の周知に努めた。</li> <li>葬祭費、療養費、高額療養費の支給決定通知のスペースを利用し、ジェネリック医薬品や適正受診に関する広報を掲載した。</li> <li>市町村や各種団体からの要請により、出張講座を実施した。</li> <li>保険料率改定年度当初には早めにパンフレットを作成し、料率変更について周知をした。これにより、被保険者からの保険料額に関する問い合わせが多くあったが、保険料試算シートを作成、活用するなどして対応した。</li> <li>市町村においては、広域連合から提供された広報素材等を活用し、ホームページや市町村広報への掲載を行った。</li> </ul> <p>&lt;分析・評価&gt;</p> <p>制度開始前から、広域連合と市町村において、紙媒体（ポスター、パンフレット、広報等）やホームページを活用し、広報活動を積極的に実施してきた。</p> <p>広報事業によって制度についてはかなり周知されてきており、今後も高齢者にとって見やすく、わかりやすい広報を心がけ、必要な情報を提供できるよう、継続して実施していく。</p>
広域連合	市町村				
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報用資料の作成</li> <li>広域連合ホームページによる情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村広報への掲載、配布</li> <li>パンフレット等の配布</li> </ul>				